

平成28年1月25日

都城市議会議長 永山 透 様

議会運営委員会委員長 西川洋史

都城市議会基本条例の検証結果について（報告）

都城市議会基本条例は、平成25年4月1日より施行されたところであります。同条例第25条で「見直し手続」として、議会運営委員会により条例の目的が達成されているかを検討し、その検討結果に基づいて条例の改正を含む適切な措置を講じるよう規定されています。

議会運営委員会では、当該規定に基づき、平成27年3月定例会中より、都城市議会基本条例及び同条例の施行に関し必要な事項を定めた都城市議会基本条例運用基準の検証作業を行ってまいりました。

検証作業に当たっては、都城市議会基本条例のうち、広報広聴に関する部分については広報広聴常任委員会へ、議会改革に関する部分については議会改革特別委員会へ、それぞれの項目についての実施状況等、今後の課題及び見直し等の必要性、並びに、一部実施・未実施項目の実施に向けての検討について諮問し、それぞれの委員会で検討の上、答申を得たところであります。それ以外の部分については、議会運営委員会で検証作業を行いました。

検証作業の途中においても、隨時、都城市議会基本条例及び運用基準の改正、及びそれに付随する会議規則等の改正を行ってまいりました。また、今後の課題等についても抽出したところであります。

今般、検証作業が終了いたしましたので、検証作業の結果をまとめた別添の「都城市議会基本条例検証一覧表」をもって、議長に御報告するものです。

なお、「都城市議会基本条例検証一覧表」については、全議員に配付するとともに、市議会のホームページで市民にも公開する予定です。

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
第1条 (目的) この条例は、都城市議会(以下「議会」という。)の基本理念、基本方針、議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と行政の関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会がその機能を最大限に發揮し、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。			
第2条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者及び市内において就業又は就学する者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。 (2) 市長等 市長、その他市の執行機関をいう。			
第3条 【基本理念】 議会は、市政における最高の意思決定機関としての責任を自覚し、市民の代表として、その負託と信頼に応え、真の地方自治の実現を目指すものとする。			
第4条 【基本方針】 議会は、前条に定める基本理念に則り、次の各号に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等の市政運営状況を監視及び評価すること。 (2) 議会運営において公平性、公正性及び透明性を重視すること。		<p>※本会議、委員会等で、市政運営について監視・評価している。 ※一般質問等で執行部の市政運営についてただしている。</p> <p>※すべての会議の原則公開を実施している。</p>	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
(3) 市民の多様な意見を把握とともに、議員相互の自由な討議を尊重し、政策立案、政策提言等を行うこと。		※請願等における参考人制度の活用、意見交換会、自由討議を実施。	※平成27年12月定例会において、条例第15条を改正し、政策条例の討議・制定を目指す「議員立法審議会」を設置することとした。
(4) 市民に開かれた議会を目指して、情報の開示を推進とともに、市民による議会活動への参加を促進すること。		※会議の原則公開、議会報告会の実施、参考人制度の活用などを行っている。 ※ホームページ、フェイスブック等で情報発信を実施。	
(5) 地方自治を取り巻く情勢に的確に対応し、議会の活性化を図るため、議会改革を積極的に推進すること。		※H26.10に議会改革特別委員会を設置し、議員定数・政務活動費使途基準の見直し、議会基本条例規定事項の実施に向けての提言等を行った。	
第5条 (最高規範性) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。		※議会基本条例施行後、その趣旨に基づき、委員会条例、傍聴規則等を改正した。	
	【3 議会基本条例の研修】 議会基本条例の研修については、次のとおりとする。 (1)一般選挙後初めての定例会の開会までに全議員を対象として開催するものとする。併せて関係条例等の研修も行うものとする。 (2)開催日、開催場所、開催内容等については議長が決定する。	実施 ※H26年2月13日、初議会最終日の閉会後に実施。 ※H26年2月13日、初議会最終日の閉会後に実施。	
(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。			
		※「自由討議」を委員会において試行中。	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
(2) 市政全般の課題について、市民の多様な意見等を的確に把握し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。 (3) 調査、研究、研修等を通じて、自己の資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行し、市民の代表としてふさわしい活動をすること。 (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。			* 地域の公的行事等の案内が、「地元議員」として一部の議員にのみされている現状がある。	* 基本条例の趣旨に基づき、公的行事等の案内は全議員に行うよう市に申し入れる。 ※会期中の中学校卒業式の日の休会及び議員の参加については、今後検討する。
			* 議員個人としての各種研修への参加、会派による視察等を実施しているところもある。	
			* 議員あるいは会派として、報告会の実施、議会だより等の発行をしているところもある。	
第7条 (会派) 議員は、議会活動を円滑にするために、会派を結成することができる。 2 会派は、市政に関する主義及び主張を同じくする議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。		【5 会派の構成要件】 会派には所属議員が1人の場合を含むものとする。	* 平成25年12月に「会派及び会派代表者会規程」を改正済み。	* 一人会派の是非を含めた会派の定義について、今後検討する。
			* 「委員会委員選出に関する要項」により、小会派による交渉団体を認め、議運・特別委員会の選出単位とするなど、会派間の調整に努めている。	
第8条 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。		【6 市民への情報の公開】 市民に対する議会の活動に関する情報の公開は、次のとおりとする。 (1) 市議会本会議をケーブルテレビ及び庁舎内のモニターで放送する。 (2) 市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、次のとおりとする。 ① 主な議案の議決結果 ② 委員会の活動報告 ③ 一般質問の内容 ④ 自由討議の有無及びその内容	一部実施	
			実施	* 今後、インターネットを使った本会議配信について調査を進める。
			一部実施	
			実施	
			実施	
			未実施	* 「運用基準」6(2)④を削除し、新たに追加する6(2)⑤へ統合。

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	(5)各議員の賛否状況(表決が分かれたものについてのみ掲載) ※賛否の意思表示の状況については、会議録の末尾に参考資料として一覧表を添付。 ※新規追加(右欄参照)	実施	※「運用基準」6(2)(5)を④に変更。
	(3)市のホームページ内の市議会のページの充実に努める。ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。また、フェイスブックを開設し、ホームページにリンクさせる。フェイスブック掲載事項については、広報広聴委員会において決定する。 ①議会の構成及び紹介等 ②議員名簿 ③定例会のスケジュール及び議案件名等一覧 ④請願・陳情等の内容と書式及び取り扱い ⑤一般質問通告内容 ⑥議会基本条例等議会改革の取り組み ⑦定例会及び臨時会の会議結果 ⑧委員会及び会派先進地視察報告書などの実績報告書 ⑨市議会だより ⑩議長交際費の用途及び金額 ⑪議会報告会での意見・提言等及びその対応 ⑫本会議会議録 ⑬政務活動費実績報告書の公開	実施	※「運用基準」6(2)に⑤を追加し、自由討議の有無及び内容を初めその他の項目に対応。 「⑤その他広報広聴全般に関する事項」
		実施	
		未実施	※平成26年度分から、隨時、掲載を開始。
		実施	
		実施	
		未実施	※ホームページへの掲載については、今後検討する。
		実施	
		実施	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	※新規追加(右欄参照)		※議会基本条例第25条に基づく検証結果の公開に対応するため、「運用基準」6(3)に下記の項目を追加し⑭とする。 「⑭議会基本条例の検証結果」
	⑭その他議長が必要と認めたものの (4)市民を対象とした報告会を開催する。臨時会については、次の定例会閉会後に併せて行うものとする。開催方法等については運用基準9のとおりとする。	実施	※上記の追加に伴い、「運用基準」6(3)⑭を⑮に変更。 ※「運用基準」10(1)④の変更に伴い、「運用基準」6(4)を下記のとおり変更。 「(4)市民を対象とした報告会を開催する。開催方法等については運用基準10のとおりとする。」
	(5)本会議の傍聴者に対して、議案件名一覧並びに受理請願名及び陳情名一覧を配布するとともに、これらの具体的な内容を知りたい者のために、議案書、予算(補正予算)書、決算書、請願書及び陳情書等を傍聴席入り口に備え置く。 (6)一般質問の質問事項は、新聞広告等により市民に事前に周知する。	実施	
2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。			※平成25年12月の傍聴規則等の全面改正により対応済み。
3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	【7 公聴会制度及び参考人制度】 公聴会制度及び参考人制度については、以下のとおりとする。 (1)委員会が、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度及び参考人制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第29条までの定めによる。		※公聴会制度未実施 ※参考人制度実施
4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査に当たっては、必要に応じて提案	【8 請願及び陳情】 請願及び陳情の審査については、以下のとおりとする。	実施	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
者の意見を聴く機会を設けることができる。	<p>(1) 請願については、都城市議会会議規則第137条から第141条までの定めにより処理するほか、必要に応じ請願者を参考人として委員会への出席を求め、意見を聴取することとする。</p> <p>(2) 陳情については、会議規則第142条の定めにより、議長が議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考として、請願の例により処理するか否か決定する。また、全ての陳情の写しを全議員に配付する。</p>	実施 実施	
5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	<p>【9 意見交換の場】</p> <p>意見交換の場については次のとおりとする。</p> <p>(1) 意見交換の場については、議会又は委員会が、議会報告会等を開催することにより、市民との対話の機会を設け、常に市民の意向を把握し、政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるものとする。</p> <p>(2) 市民から申し出があった場合、又は議員から申し出があつた場合に、意見交換の場を設けるかどうか、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。</p> <p>(3) 意見交換の場に派遣する議員は、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。なお、常任委員会又は特別委員会所管の事項に対しては、各委員会を派遣する。</p>	<p>一部実施</p> <p>実施</p> <p>*適用例なし</p> <p>*適用例なし</p>	<p>※市民への意見交換の場の周知は、議会だよりやフェイスブックで行っていく。 ※「運用基準」9(2)の後段に下記を追加。 「ただし、常任委員会又は特別委員会所管の事項に係るものについては、議長が当該委員会に諮った上で、各委員会を派遣する。」</p> <p>※上記の変更に伴い、「運用基準」9(3)の後段を削除。 「(3)意見交換の場に派遣する議員は、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。」</p>

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	<p>(4) 派遣議員の互選により、代表者、記録者を置き、結果報告については、意見交換会終了後速やかに、代表者が議長に文書による報告書を提出する。また、市政に対する要望・提言等は議会運営委員会で取り扱いについて検討する。</p> <p>※新規追加(右欄参照)</p>	*適用例なし	<p>※「運用基準」9(4)の規定は、各委員会等の所管に係る意見交換会については適用しない。</p> <p>※「運用基準」9(4)の後段を削除。</p> <p>「(4) 派遣議員の互選により、代表者、記録者を置き、結果報告については、意見交換会終了後速やかに、代表者が議長に文書による報告書を提出する。」</p> <p>※「運用基準」9(4)の後段を(5)とし、下記のとおりとする。</p> <p>「(5) 意見交換の場で市民から出された意見・要望等の取り扱いについては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市政への陳情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。 ② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。 ③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のもつてについては、今後の議会活動の参考にする旨を伝える。」
第9条	<p>(議会報告会) 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p> <p>【10 議会報告会】 議会報告会については次のとおりとする。</p> <p>(1) 報告会は班単位で開催する。班の編成・構成等については以下のとおりとする。</p> <p>① 班は正副議長を除く8人以内で構成し、4班編成とする。</p> <p>② 班構成は、期別、所属委員会、会派等を考慮し、広報広聴委員会が決定する。</p>	<p>一部実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	③班に班長、副班長、報告者、記録者、設営機材担当者を置き、構成員の互選により決定する。班長は報告会の取りまとめ、副班長は司会進行、報告者は報告会における報告、記録者は会議録を作成、設営機材担当は必要機材の準備をする。市民等に対する答弁については、班長の整理の下、全員で行う。	実施	※議会報告会の役割分担については、「議会報告会マニュアル」に詳細に規定しており重複するため、また、議会報告会での市民等への答弁については慎重に行う必要があるため、「運用基準」10(1)③を③と④に分け、下記のとおり変更する。 「③班に班長、司会、報告者、記録者、設営機材担当者を置き、構成員の互選により決定する。」 「④市民等に対する答弁については、班長の整理の下、議会としての報告会であるという共通認識を持って、適切かつ丁寧に行うよう留意する。」
	④開催時期は各定例会終了後、開催場所は各地区公民館を基本とし、年1回以上開催する。詳細については、広報広聴委員会において決定する。	一部実施 ※各定例会終了後には実施していない。	※上記の変更に伴い、「運用基準」10(1)④を⑤に変更。 ※また、開催時期・場所等の詳細は広報広聴委員会で決めることとするため、下記のとおり変更。 「⑤開催時期、開催場所は広報広聴委員会において決定する。」
	⑤報告会には議長又は副議長いずれかが出席し、開会あいさつを行う。 (2)報告会の内容については次のとおりとする。 ①議会の活動状況 ②議案の審議状況 ※新規追加(右欄参照)	実施 実施 実施	※上記の変更に伴い、「運用基準」10(1)⑤を⑥に変更。
	③その他必要と思われる事項	実施	※「基本条例」第9条でも、「市民との意見交換の場として、議会報告会を行う」と規定しており、「運用基準」でも明記したほうがいいため、「運用基準」10(2)に、新たに、下記のとおり③を追加。 「③市民との意見交換」 ※上記の変更に伴い、「運用基準」10(2)③を④に変更。

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	<p>(3) 報告会での配布資料は共通とし、必要がある場合は各班において適宜準備する。</p> <p>(4) 報告会の結果は、終了後速やかに委員長が議長に文書による報告書を提出する。また、市政に対する要望・提言等は広報広聴委員会で取り扱いについて検討する。</p> <p>※新規追加(右欄参照)</p>	実施	<p>※議会報告会での配布資料は統一したほうがいいため、「運用基準」10(3)を下記のとおり変更。 「(3) 報告会での配布資料は共通のものとする。」</p> <p>※運用基準10(4)の「速やかに」を具体的に規定する。 ※要望・提言等については、既存の陳情・請願制度との整合性を考慮して、その取り扱いについて議会報告会マニュアルで規定する。 ※「運用基準」10(4)の後段を削除し、下記のとおり変更。 「(4) 報告会の結果は、終了後速やかに班からの報告書を受け、委員長が議長に文書による報告書を提出する。」</p> <p>※「運用基準」10(4)の後段を(5)とし、下記のとおりとする。 「(5) 報告会で市民から出された意見・要望等の取り扱いについては、次のとおりとする。 ① 市政への陳情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。 ② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。 ③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のもつては、今後の議会活動の参考にする旨を伝える。」</p>
	※新規追加(右欄参照)		<p>※大規模災害対策特別委員会からの提案により、平成27年6月定例会において、議会基本条例に第10条として下記の条文を追加。(災害時の議会の役割) 議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合においては、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
第10条 (市長等との関係) 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。			※上記条項の追加により、第10条以下を1条ずつ繰り下げ ※執行機関との緊張関係保持の点から、12月定例会後の懇親会(忘年会)の是非について提起されたが、本会議での緊張関係を保てばよいとのことで、情報交換の場として現状どおりでよいとされた。
2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議員は、一般質問を行う場合において、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 (2) 議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して反問することができる。	<p>【11 一問一答方式】 本会議における一般質問は、一問一答方式で行うことができるものとする。</p> <p>【12 反問権の行使】 反問権の行使については、次とおりとする。</p> <p>(1)反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。</p> <p>(2)反問できる者は、元の質問に対して答弁すべき者に限るものとする。</p> <p>(3)議長は、反問の内容が不適切な場合において、注意をした後、反問を制止することができる。</p> <p>(4)質問者は、反問に対し答弁しなければならない。</p>	<p>実施</p> <p>※平成25年12月定例会から実施。 ※市長が数回行使。 【効果】 ※質問の内容・争点の明確化 ※二元代表制の下、高い緊張感の保持に寄与 ※議員側が反間に応答できる調査をした上で質問するため、質問の内容が高度化</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>*適用例なし</p> <p>実施</p>	<p>※反問の時間についても、現行どおり、一般質問の制限時間に含むべきであることを確認。</p> <p>※基本条例第10条第2項第2号中「議長の許可を得て」については、議長の議事整理権に基づく発言の許可であり、「運用基準」12(1)に規定する内容の是非を判断するものではないことを確認。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
(3) 議員は、一般質問及び緊急質問を行うことができないやむを得ない理由等がある場合は、議長の許可を得て市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。	<p>【13 文書による質問】 市長等への文書による質問(以下「文書質問」という)に係る運用は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>(2)文書質問は会期中においてのみできるものとする。</p> <p>(3)都城市情報公開条例第11条に規定する公開しないことができる公文書については、答弁の対象としない。</p> <p>(4)議長は、答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。</p> <p>(5)議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存せるとともに、全議員に配付するものとする。</p> <p>(6)質問書及びその答弁書の内容は、会議録、市議会ホームページ等で公開することとする。</p> <p>(7)議会は、文書質問に当たっては、執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、職務に支障を生じるような文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取り扱いを協議するものとする。</p> <p>(8)議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。</p>	*適用例なし	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
第11条	(市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という)を含む議案が提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。	<p>【14 市長による政策等の形成過程の説明】</p> <p>(1)議員が、説明を求めたい議案がある場合には、議長に対して、その理由を付して申し出ること。</p> <p>(2)前項の規定により議長に申し出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。</p>	<p>*適用例なし</p> <p>*適用例なし</p>	
	(1) 政策等を必要とする背景		*適用例なし	
	(2) 提案に至るまでの経緯		*適用例なし	
	(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討		*適用例なし	
	(4) 市民参加の実施の有無とその内容		*適用例なし	
	(5) 総合計画との整合性		*適用例なし	
	(6) 財源措置		*適用例なし	
	(7) 将来にわたる予測効果及びコスト計算		*適用例なし	
第12条	(予算及び決算における政策説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。 2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。		実施	
第13条	(議決事件の追加) 議会は、議会が市政における重要な計画等の決定に参加する観点と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、積極的に地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加に努めるものとする。	<p>【15 地方自治法第96条第2項の議決事件の追加】</p> <p>議決事件については次のとおりとする。</p> <p>(1)追加したい計画、指針、提携又は協定等ある場合には、議長に対して、追加したい項目及び理由等を提出するものとする。既存の項目を変更する場合にも適用するものとする。</p>	<p>*適用例なし</p> <p>*適用例なし</p>	※他市の議決事件追加の状況を調査していく。

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	(2)前項の規定により議長に提出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年都城市条例第2号)に定めるところによる。	*適用例なし	
第14条 (自由討議) 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を保障しなければならない。		*現在は、定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止関連のみ規定(市長提案による)	
	2 議員は、本会議、委員会その他の会議において、議員相互間の自由討議を行うことができる。	一部実施(委員会のみ) 【効果】 ※執行部から、議員の考えを直に聴けて参考になったとの話もあり、議案に関する問題点等の情報の共有に寄与している。 ※自由討議の内容が、表決時の貴重な参考意見となる。	
第15条 (政策討論会) 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、議員間の討議を行う場として、議員で構成する政策討論会を開催することができる。	【4 自由討議】 自由討議については、次のとおりとする。 (1)自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	*平成25年9月定例会から、委員会において実施	*市説明員の退室について、委員長が臨機応変に対応するとともに、委員からの申し出にも、委員長が速やかに対応する。 ※本会議での実施については、時期尚早であり、当分の間、現状どおり、委員会のみの試行期間を延長する。
	【16 政策討論会】 政策討論会については、次のとおりとする。 (1)議員からの発案及び議会報告会の中で得た市民の意見等について、政策討論会を実施するかどうか、議会運営委員会において検討するものとする。 (2)政策討論会の実施日、実施場所、実施方法等は、議会運営委員会において決定する。	未実施 ※実施のための要項・マニュアル等がない。	*議会改革特別委員会が、先進地視察等を行った上で調査・研究を行い、その結果、平成27年12月定例会で、政策討論会を議員立法審議会として設置するよう議会基本条例及び会議規則の改正を行い、設置規程を定めた。 ※条例第15条を下記のとおり改正。「(議員立法審議会) 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。」

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
第16条	(委員会の活動) 委員会は、その専門性と特性を活かして社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。		実施	
	2 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえ審査の充実に努めるものとする。		一部実施	
	3 委員会は、行政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。		未実施	※各委員会が意見交換制度を積極的に活用していく。
第17条	(政務活動費) 会派は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。	<p>【17 政務活動費】 政務活動費については、関係書類を公開する。公開については以下のとおりとする。</p> <p>(1)ホームページでの公開 ①収支報告書 ②事業実績報告書</p> <p>(2)議会事務局での公開 ①(1)に規定するもののほか、収入及び支出伝票(領収書又は支払証明書添付)並びに備品台帳</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p>	<p>※議会改革特別委員会において、運用基準17に掲げる公開(透明性の確保)について、領収書の写しについても、現行の収支報告書及び実績報告書と同様に、情報公開請求の手続を省略し閲覧可能とすべきとの方針決定を行い、「都城市議会政務活動費使途基準」の見直しに反映された。</p> <p>※、「都城市議会政務活動費使途基準」の見直しに伴い、「支払証明書」は廃止された。</p>
	2 政務活動費については、都城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年都城市条例第298号)に定めるところによる。		<p>実施</p> <p>※具体的には、「都城市議会政務活動費使途基準」に従つて運用。</p>	<p>※議会改革特別委員会により「都城市議会政務活動費使途基準」を「使途基準の明確化」と「透明性の向上」の観点から見直しを行い、平成27年度分から適用することとした。</p>
第18条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。	<p>【18 議員研修の充実】 (1)議員研修は、必要に応じて実施する。</p> <p>(2)議員研修の実施日、実施場所、実施方法等は、議会運営委員会において決定する。</p>	<p>※平成26年2月13日、初議会最終日の閉会後に実施。</p> <p>*適用例なし</p>	<p>※議員研修の実施に向けて努める。</p>
	2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を開催するよう努めるものとする。		未実施	

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
第19条	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	【19 議会事務局】 (1)議会事務局の充実強化、組織体制の整備については、議長の諮問により、議会運営委員会において協議するものとする。	未実施	※議会の政策立案能力を高めるため、調査・法務担当を設置し、市政に関する調査・法務機能の強化を図ることが望まれる。
第20条	(議会図書室の充実) 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	【20 議会図書室】 (1)図書室の適正な管理及び運営については、都城市議会図書室規程及び都城市議会図書室図書整理要領による。 (2)機能の強化については、議会運営委員会において協議するものとする。	実施 ※図書の更新が少ない ※議員の利用が少ない 未実施	※図書室についての利用・活用状況、要望等について、全議員を対象にアンケート調査を実施する。
第21条	(議会広報の充実) 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について、わかりやすく周知するよう努めるものとする。	【2 広報広聴委員会の設置】 議会に、常任委員会として広報広聴委員会を設置する。その定数及び所管事項は、次のとおりとする。 (1)委員の定数は8名とする。 (2)委員は各常任委員会から2名ずつ選出する。 (3)委員が行う作業は以下のとおりとする。 ①議会報告会の開催に関する事項 ②市民からの意見等の課題整理に関する事項 ③市議会だよりの編集作業及び発行 ④市のホームページ及びフェイスブック上での公開及び掲載事項の検討	※平成25年12月定例会において委員会条例改正案を可決し、平成26年2月の改選後に広報広聴常任委員会を設置。 実施 実施 一部実施 実施 未実施 実施 実施	※広聴機能の充実に関する規定を追加するため、平成27年6月定例会において、条例第21条第1項を下記のとおり改正。 「(広報広聴機能の充実) 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について分かりやすく周知するとともに、広く市民の意見等を聴取できるよう、広聴活動にも努めるものとする。」 ※運用基準は現行のままでするが、委員の選出の際に会派構成についても勘案する。 ※運用基準2(3)②を下記のとおり変更。 「②市民からの意見等の整理に関する事項」

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	⑤その他広報全般に関する事項	未実施	<p>※条例第21条の条文変更に伴い、「運用基準」2(3)⑤を下記のとおり変更。</p> <p>「⑤その他広報広聴全般に関する事項」</p> <p>※広報広聴委員会からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議のインターネット配信についても検討すべきではないか。 ・広報広聴委員会として広聴体制の充実について議論する必要があるのではないか。 ・傍聴者へ感想・アンケートをとるのもいいのではないか。
2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	<p>【21 議会広報の充実】 多様な広報手段の活用については、次のとおりとする。</p> <p>(1)議会たより。掲載事項については6の(2)のとおり。</p> <p>(2)市のホームページ。掲載事項については6の(3)とおり。</p> <p>(3)議会報告会。報告会の内容については10のとおり。</p>	<p>実施 実施 実施 実施</p>	<p>※条例第21条第1項と同様に、第2項にも広聴機能の充実に関する規定を追加するため、平成27年6月定例会において、第2項を下記のとおり改正。</p> <p>「2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を活用して多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、積極的な広報及び広聴活動に努めるものとする。」</p>
第22条	<p>(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、都城市特別職職員の倫理に関する条例(平成18年都城市条例第8号)、及び都城市議會議員政治倫理規程(平成24年度都城市議会訓令第3号)を規範とし、遵守しなければならない。</p>		<p>※酒気帯び運転で摘発され辞任した議員がいた。</p>
第23条	(議員定数) 議員定数は、都城市議會議員定数条例(平成27年条例第1号)に定めるところによる。		<p>※議会改革特別委員会に付託された事件のひとつとして調査・研究を行い、平成27年3月議会に、現在の定数34人から5人削減し29人とする「都城市議會議員定数条例の制定について」を委員会提出議案として提案し、平成27年2月26日に可決された。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	今後の課題・見直し等の必要性・改正事項等
	2 議員が、議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。		※上記の議案提出に当たっては、平成23年度～25年度の「ふれあいアンケート」結果及び議会報告会での意見等を参考にした。	
第24条	(議員報酬) 議員報酬は、都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年都城市条例第42号)に定めるところによる。		※都城市特別職報酬等審議会条例の規程により、議員報酬等の額は、市長の諮問により都城市特別職報酬等審議会が審議することとされている。	※議会改革特別委員会が、類似団体の議員報酬等を調査・研究した上で、議員報酬については、市長の諮問機関である都城市特別職報酬等審議会に委ねるべきであることを確認した。 ※議員報酬については、市長の諮問機関である都城市特別職報酬等審議会に委ねる。
	2 議員が、議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。			
第25条	(見直し手続) 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。		※平成27年の議会開会中及び閉会中に議会運営委員会において議会基本条例の検証作業を行い、検証結果の一部は条例・規則や運用基準の改正等につながった。	※検証方法について調査・研究していく。
	2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。	【22 基準の見直し】 この基準は、議会運営委員会において、適宜見直すものとする。	※平成27年の検証作業により、議会基本条例、運用基準等の見直し、改正を行った。 実施	
	3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。			
第26条	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	【1 趣旨】 この基準は、都城市議会基本条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	※H25年6月、都城市議会基本条例運用基準を議運決定。 ※運用基準制定後も、隨時見直しを行っている。	

※議会基本条例及び議会基本条例運用基準、実施状況等については、第25条の実施状況等を除き、検証を始めた平成27年3月時点のもの。